

令和4年度

監 査 結 果 報 告 書

定期監査（後期）

公の施設の指定管理者監査

石狩市監査委員

目 次

第1 定期監査(後期)	1
1 監査期間	1
2 監査範囲	1
(1) 対象部局・実施期間	1
(2) 監査項目・対象書類	2
(定期監査)	2
(定期監査：学校)	2
3 着眼点	2
(定期監査)	2
(定期監査：学校)	3
4 監査方法	3
5 監査結果	3
(1) 総務部	3
(2) 企画経済部	3
(3) 環境市民部	3
(4) 保健福祉部	4
(5) 建設水道部	4
(6) 厚田支所	4
(7) 浜益支所	4
(8) 教育委員会生涯学習部	4
第2 公の施設の指定管理者監査(その2)	6
1 監査期間	6
2 監査範囲	6
(1) 指定管理者	6
(2) 公の施設名	6
(3) 所管部局	6
(4) 指定期間	6
(5) 令和3年度指定管理料	6
3 着眼点	6
(1) 指定管理者	6
(2) 所管部局	7
4 監査方法	7
5 監査結果	7
(1) 指定管理者	7
(2) 所管部局	7
6 参考資料	8

(1) 指定管理者の概要	8
第3 公の施設の指定管理者監査（その3）	9
1 監査期間	9
2 監査範囲	9
(1) 指定管理者	9
(2) 公の施設名	9
(3) 所管部局	9
(4) 指定期間	9
(5) 令和3年度指定管理料	9
3 着眼点	9
(1) 指定管理者	9
(2) 所管部局	10
4 監査方法	10
5 監査結果	10
(1) 指定管理者	10
(2) 所管部局	10
6 参考資料	11
(1) 指定管理者の概要	11
第4 公の施設の指定管理者監査（その4）	12
1 監査期間	12
2 監査範囲	12
(1) 指定管理者	12
(2) 公の施設名	12
(3) 所管部局	12
(4) 指定期間	12
(5) 令和3年度指定管理料	12
3 着眼点	12
(1) 指定管理者	12
(2) 所管部局	13
4 監査方法	13
5 監査結果	13
(1) 指定管理者	13
(2) 所管部局	13
6 参考資料	14
(1) 指定管理者の概要	14

第 1 定期監査（後期）

1 監査期間

令和 4 年10月11日から12月 2 日まで

2 監査範囲

令和 4 年度監査等計画及び令和 4 年度監査実施計画（後期）に基づき、令和 4 年度上期（令和 4 年 4 月～ 9 月分）の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

(1) 対象部局・実施期間

部 局	実施期間
議会事務局	10月11日～10月13日
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
監査事務局	
北石狩公平委員会事務局	
会計管理者	
総務部	10月14日～10月18日
企画経済部	10月19日～10月21日
財政部	10月24日
環境市民部	10月26日～10月28日
保健福祉部（健康推進担当以外）	10月31日～11月 9 日
保健福祉部（健康推進担当）	11月10日～11月11日
建設水道部	11月15日～11月17日
厚田支所	11月18日～11月21日
浜益支所	
教育委員会生涯学習部	11月22日～12月 2 日
市立学校（生振小、南線小、花川中）	

※北石狩公平委員会事務局に係る監査は、地方自治法第252条の11第 4 項の規定に基づく監査を兼ね、実施しました。

(2) 監査項目・対象書類

(定期監査)

監査項目	対象書類
① 旅費の支給事務（普通旅費のうち支給があるもの、特別旅費）	出張命令簿や復命書など、旅費の支給に関する書類
② 支出事務	
ア 報酬（会計年度報酬（パート））	任用決議書や出勤簿など、報酬の支出に関する書類
イ 需用費（修繕料）、ウ 役務費（通信運搬費及び広告料以外。手数料は医療給付関係を除く）、エ 使用料及び賃借料	執行決議書など、支出に関する書類

(定期監査：学校) ※対象校は抽出

監査項目	対象書類
① 支出事務 ア 需用費（消耗品費）、イ 役務費（通信運搬費のうち切手等購入費）、ウ 備品購入費	執行決議書など、支出に関する書類及び切手受払簿など、切手等の管理に関する書類

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

(定期監査)

- ・ 予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。
- ・ 旅費支出の目的及び履行確認ができる文書等が整備されているか。
- ・ 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。
- ・ 支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、修繕の事実のないものはないか。
- ・ 債務の確認は確実に行われ、かつ、役務提供又は使用関係のないものはないか。
- ・ 契約方法及びその選定理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- ・ 契約の履行期限は守られているか。
- ・ 過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

(定期監査：学校)

- ・ 予算の執行は正当な権限者が行いその手続きは適正か。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給の事実のないものはないか。
- ・ 契約方法及びその選定理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- ・ 契約の履行期限は守られているか。
- ・ 過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査は石狩市監査基準に準拠し、合規性、正確性の視点はもとより、内部統制（チェック体制）など事務事業の管理体制並びに事務事業の経済性、効率性及び有効性に留意して実施しました。

実施にあたっては、対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行いました。また疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

5 監査結果

前述のとおり監査した結果、監査の対象となった事務について、概ね適正に執行されていることが確認されましたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられました。

なお、令和5年1月16日に実施した監査結果の講評において、改善を促しました。

(1) 総務部

① 支出事務について（使用料及び賃借料）

- ・ 契約締結決議において、副市長専決のものが部長専決処理されていました。
- ・ 設計や予定価格を決定していない単価が含まれる単価契約をしていました。

(2) 企画経済部

① 支出事務について（使用料及び賃借料）

- ・ 長期継続契約に必要な事項が契約書に記載されていませんでした。

(3) 環境市民部

① 支出事務について（使用料及び賃借料）

- ・ 設計図書が決裁されていませんでした。
- ・ 会計年度を超える契約期間の契約を締結し、かつ、記載されている契約期間に誤り

がありました。

- ・設計図書、執行決議において、部長専決のものが課長専決処理されていました。
- ・予定価格調書の作成において、部長が作成すべきものを課長が作成していました。

(4) 保健福祉部

① 支出事務について（報酬）

- ・会計年度任用職員の任用日数等の変更の決裁がされていませんでした。

② 支出事務について（使用料及び賃借料）

- ・予定価格調書の作成において、副市長が作成すべきものを部長又は課長が作成していました。
- ・設計図書、執行決議、契約締結決議において、副市長専決のものが部長専決処理されていました。

(5) 建設水道部

① 支出事務について（報酬）

- ・法定控除額を基本報酬に加算して支給していました。

(6) 厚田支所

① 支出事務について（使用料及び賃借料）

- ・設計図書が決裁されていませんでした。
- ・予定価格調書の作成において、副市長が作成すべきものを課長が作成していました。

(7) 浜益支所

① 支出事務について（使用料及び賃借料）

- ・設計図書が決裁されていませんでした。
- ・執行決議、契約締結決議において、部長等専決のものが課長専決処理されていました。
- ・予定価格調書の作成において、部長が作成すべきものを課長が作成していました。

(8) 教育委員会生涯学習部

① 旅費の支給事務について

- ・旅費の支給において、支給漏れがありました。
- ・出張命令を受けずに出張していました。

② 支出事務について（使用料及び賃借料）

- ・設計図書が決裁されていませんでした。
- ・執行決議において、部長専決のものが課長専決処理されていました。
- ・予定価格調書の作成において、副市長または部長が作成すべきものをセンター長が

作成していました。

- ・ 契約締結決議において、副市長専決のものが部長専決処理されていました。

第2 公の施設の指定管理者監査（その2）

1 監査期間

令和4年9月2日から11月1日まで

2 監査範囲

令和4年度監査等計画及び実施計画（財政援助団体監査・公の施設の指定管理者監査）に基づき、令和3年度の施設の管理に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

(1) 指定管理者

石狩市公務サービス株式会社

(2) 公の施設名

美登位創作の家

(3) 所管部局

教育委員会生涯学習部（社会教育課）

(4) 指定期間

平成30年4月1日から令和4年3月31日まで（4年間）

(5) 令和3年度指定管理料

1,707,000円

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

(1) 指定管理者

- ・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用促進のための努力はされているか。
- ・収支会計経理は適正にされているか。
- ・他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・出納関係帳簿等の記帳は適切にされているか。
- ・領収書等の証拠書類の整備、保存は適切にされているか。
- ・管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

(2) 所管部局

- ・公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正にされているか。
- ・事業報告書の点検は適切にされているか。
- ・指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査は石狩市監査基準に準拠し、指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適正な施設管理が行われているか、また所管部局に対しては、指定管理者への指導・監督が適切に行われているかに重点をおいて実施しました。

実施にあたっては、指定管理者及び対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行い、併せて実地監査を行いました。また疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

5 監査結果

(1) 指定管理者

石狩市公務サービス株式会社に対し、前述のとおり監査した結果、適正に執行されていることが確認されました。

(2) 所管部局

教育委員会生涯学習部に対し、前述のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていることが確認されましたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられました。

なお、令和5年1月16日に実施した監査結果の講評において、改善を促しました。

- ・協定締結に係る決裁等が不適正でした。

6 参考資料

(1) 指定管理者の概要

石狩市公務サービス株式会社

① 設立目的及び事業

石狩市及びその他民間会社からの委託を受け、次の事業を営むことを目的とする。

- ・ 公共施設並びに民間施設の管理運営業務の受託
- ・ 銀行代理業務、生命保険管理業務その他の日本郵便株式会社より委託された業務
- ・ 各種会議記録等の調製、印刷
- ・ 事務用、店舗用、輸送用、産業用、土木建設用等に供される設備、機械及び器具の販売・斡旋
- ・ 飲食業
- ・ 物品販売業
- ・ 貨物軽自動車運送事業
- ・ 前記各号に付帯関連する一切の事業

② 設立年月日

平成9年4月8日

第 3 公の施設の指定管理者監査（その 3）

1 監査期間

令和 4 年 9 月 2 日から 11 月 15 日まで

2 監査範囲

令和 4 年度監査等計画及び実施計画（財政援助団体監査・公の施設の指定管理者監査）に基づき、令和 3 年度の施設の管理に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

(1) 指定管理者

石狩市公務サービス株式会社

(2) 公の施設名

石狩市民プール

(3) 所管部局

保健福祉部（スポーツ健康課）

(4) 指定期間

平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで（4 年間）

(5) 令和 3 年度指定管理料

22,992,000 円

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

(1) 指定管理者

- ・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用促進のための努力はされているか。
- ・収支会計経理は適正にされているか。
- ・他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・出納関係帳簿等の記帳は適切にされているか。
- ・領収書等の証拠書類の整備、保存は適切にされているか。
- ・管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

(2) 所管部局

- ・公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正にされているか。
- ・事業報告書の点検は適切にされているか。
- ・指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査は石狩市監査基準に準拠し、指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適正な施設管理が行われているか、また所管部局に対しては、指定管理者への指導・監督が適切に行われているかに重点をおいて実施しました。

実施にあたっては、指定管理者及び対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行い、併せて実地監査を行いました。また疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

5 監査結果

(1) 指定管理者

石狩市公務サービス株式会社に対し、前述のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていることが確認されました。

(2) 所管部局

保健福祉部に対し、前述のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていることが確認されました。

6 参考資料

(1) 指定管理者の概要

石狩市公務サービス株式会社

① 設立目的及び事業

石狩市及びその他民間会社からの委託を受け、次の事業を営むことを目的とする。

- ・ 公共施設並びに民間施設の管理運営業務の受託
- ・ 銀行代理業務、生命保険管理業務その他の日本郵便株式会社より委託された業務
- ・ 各種会議記録等の調製、印刷
- ・ 事務用、店舗用、輸送用、産業用、土木建設用等に供される設備、機械及び器具の販売・斡旋
- ・ 飲食業
- ・ 物品販売業
- ・ 貨物軽自動車運送事業
- ・ 前記各号に付帯関連する一切の事業

② 設立年月日

平成9年4月8日

第 4 公の施設の指定管理者監査（その 4）

1 監査期間

令和 4 年 9 月 30 日から 11 月 28 日まで

2 監査範囲

令和 4 年度監査等計画及び実施計画（財政援助団体監査・公の施設の指定管理者監査）に基づき、令和 3 年度の施設の管理に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

(1) 指定管理者

浜益区農漁業担い手支援協議会

(2) 公の施設名

浜益区農漁業従事者専用住宅

(3) 所管部局

企画経済部（林業水産課）

(4) 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで（4 年間）

(5) 令和 3 年度指定管理料

0 円

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

(1) 指定管理者

- ・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用促進のための努力はされているか。
- ・収支会計経理は適正にされているか。
- ・他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・出納関係帳簿等の記帳は適切にされているか。
- ・領収書等の証拠書類の整備、保存は適切にされているか。
- ・管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

(2) 所管部局

- ・公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正にされているか。
- ・事業報告書の点検は適切にされているか。
- ・指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査は石狩市監査基準に準拠し、指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適正な施設管理が行われているか、また所管部局に対しては、指定管理者への指導・監督が適切に行われているかに重点をおいて実施しました。

実施にあたっては、指定管理者及び対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行い、併せて実地監査を行いました。また疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

5 監査結果

(1) 指定管理者

浜益区農漁業担い手支援協議会に対し、前述のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていることが確認されました。

(2) 所管部局

企画経済部に対し、前述のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていることが確認されました。

6 参考資料

(1) 指定管理者の概要

浜益区農漁業担い手支援協議会

① 設立目的

浜益区の高齢化の進展により顕著な農漁業の担い手不足を解消するため、浜益区への農漁業の従事者を確保するための事業、住宅環境の整備事業などを実施することにより、浜益区内での農漁業の従事者の定住を図り、もって浜益区の地域活性化に寄与する。

② 設立年月日

平成23年7月25日

③ 事業

- ・農漁業の担い手確保に向けた事業に関すること
- ・石狩市浜益区農漁業従事者専用住宅の管理運営に関すること
- ・その他浜益区の定住支援に関し必要なこと